第１号様式（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

大分県中小企業団体中央会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　住　　　　所

事業所名

代表者職氏名

　令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金　交付申請書

大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金の交付を受けたく、大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金申請金額 金　　　　　　　　　　円　　※別紙３のI欄

申請コース区分 （　通常コース　・　賃上げコース　）

賃金引上げ予定年月日 令和　　年　　　月　　　日　（賃上げコースの場合）

事業完了予定年月日 令和　　年　　　月　　　日

事業の目的及び内容

添付資料

（１）事業実施計画書（別紙１）

（２）（賃上げコースで申請する場合）賃金増加率計算表（別紙２）

（３）所要額調書（別紙３）

（４）別表２に掲げる補助対象経費に係る見積書及び設計図書等の写し

（５）誓約書・同意書（第２号様式）

（６）入国前の外国人技能実習生については、技能実習計画認定通知書の写し及び技能

実習計画書の写し、雇用契約書及び雇用条件書の写し等

技能実習中の外国人技能実習生については、雇用契約書及び雇用条件書の写し、

在留カードの写し等

　　　特定技能外国人については、雇用契約書及び雇用条件書の写し、在留カードの写

し等

特定活動告示第９号については、出入国在留管理庁への提出書類のうち、在留資

格認定証明書交付申請書、申請人が在籍する外国の大学と日本の受入れ機関との

間で交わしたインターンシップに係る契約書の写し、申請人の日本での活動内容、

期間、報酬等の待遇を記載した資料、在留カードの写し等

（７）（賃上げコースで申請する場合）申請前１月分の賃金台帳の写し

　　　※給与形態等によっては、１月分以上必要となる場合があります。

（８）中小企業法人等の履歴事項全部証明書（個人事業者については本人確認書類）の写し

（９）その他中央会会長が必要と認める書類

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担　　当 | 部 署 名 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

別紙１

事業実施計画書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １申請企業の規模等 | ①資本金又は出資の総額 | 円 | ②企業全体で常時使用する労働者の数 | 　　　　　 人  |
| ③本店所在地 |  |
| ２ 就労・居住環境整備支援等を行う事業所 | ①事業所の名称 |  |
| ②労働保険番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | － |  |  |  |
| ③所　在　地 | 〒 |
| ④電話番号 |  |
| ⑤事業内容 |  |
|  | 産業分類 | 大分類 |  | 中分類 |  |
| ⑥常時使用する労働者の数 | 人 |
| 　 | うち外国人数 | 在留資格 |  | 国籍 |  | 人数 | 人 |
| 在留資格 |  | 国籍 |  | 人数 | 人 |
| 在留資格 |  | 国籍 |  | 人数 | 人 |
| 在留資格 |  | 国籍 |  | 人数 | 人 |
| 在留資格 |  | 国籍 |  | 人数 | 人 |
| ３ 補助事業の概要 |
| （1）取り組み内容 ［　就労・居住環境整備支援　・　コミュニケーション等支援　］※取り組み内容が　就労・居住環境整備支援　の場合、整備を行う建物は［　自己所有　・　賃借　］である。（賃借の場合は承諾書の写しが必要） |
| （2）申請コース［　通常コース　・　賃上げコース　］　※いずれかに○をすること。 |
|  事業所内賃金を引き上げる計画 | ※賃上げコースで申請する場合は必須。詳細は賃金増加率計算表（別紙２）に記載すること。 |
| （3）事業実施計画 |
| 事業内容及び取り組みの必要性、見込まれる効果について | 実施予定時期 | 費用見込額 |
| ※外国人労働者等の受入れ、県内定着に効果があることを具体的に記載すること（１）就労・居住環境整備またはコミュニケーション等支援の具体的な内容（２）現状の課題・問題点等（３）就労・居住環境整備・コミュニケーション支援の実施によって見込まれる効果 |  |  |
| 費　用　見　込　額　合　計 | 円 |
| （4）事業完了予定期日【※２】　　　　令和　　　年　　　月　　　日 |
| （5）外国人労働者等定着に向けた取り組み |
| 「（３）事業実施計画」に記載した内容以外で、外国人労働者等定着に向けた具体的な取り組み及び本取り組みが外国人労働者等の定着に資する理由 | 実施時期 |
|  |  |
| ４ 申請前３月間の解雇等の状況【※３】（交付要綱第３条第３項第４号のア～ウ関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有　・　無 |
| 「有」の場合、解雇の理由 |  |
| ５ 他の助成金等の受給、申請の有無（交付要綱第３条第３項第４号のエ関係） | 有　・　無 |
|  | 「有」の場合、助成金等の名称 |  |
| ６ 労働関係法令違反の有無（交付要綱第３条第３項第５号関係） | 有　・　無 |
| ７ 補助金等の決定取消し等の有無(過去３年)（交付要綱第３条第３項第６号関係） | 有　・　無 |
| ８ 徴収金の滞納の有無（交付要綱第３条第３項第７号関係） | 有　・　無 |
| ９ 倒産の有無（交付要綱第３条第３項第８号関係）　　　　　　　　　　　　 | 有　・　無 |
| 10 その他 |
|  |

【※１】監理団体は１－②、１－③、２－①、２－③、２－④、２－⑥、３（３）、３（４）、３（５）、４～１０について記載すること

【※２】事業完了予定期日には、令和６年１２月２７日までの日付を記載すること。

【※３】解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、下記①～③のことをいう。

①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において労働者がこれに応じた場合

②当該事業所の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない　事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業所の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

|  |
| --- |
| 　別紙２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【賃上げコース利用者用】 |
| **賃金増加率計算表** |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　交付申請時点での直近１か月分の賃金台帳 | 令和　　　年　　　月分 |  |
| 　賃金引上げ予定日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |  |
| 　引上げた賃金の最初の支給日（交付申請日以降） | 令和　　　年　　　月　　　日 |  |
|  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | Ａ | Ｂ |
| 　 | 労働者氏名 | 生年月日 | 採用年月日 | 区分 | 賃上げ前賃金等単価（支給済） | 時 | 日 | 賃上げ前月額賃金（支給済） | 賃上げ後賃金等単価（予定） | 時 | 日 | 賃上げ後月額賃金（予定） |
| 1 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 |
| 2 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 |
| 3 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 |
| 4 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 |
| 5 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 |
| 6 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 |
| 7 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 |
| 8 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 |
| 9 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 |
| 10 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 円 | 　 | 　 | 　 | 円 |
|  |  |  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 円 | 　 | 　 | 　 | 　 |  | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 増加率 | **-** | ％ |

※全従業員（交付申請時に提出する賃金台帳に記載のある従業員）を対象とする。

※賃金増加率計算表には、全従業員に支払った賃金のうち、基本給に該当するものを記載する。基本給が最低賃金を下回っている場合は、最低賃金の計算に含む諸手当を明示するなど、最低賃金を下回っていないことを証明する書類を提出すること。

※賃金増加率計算表における増加率が、賃上げ前より１．５％以上増えている場合に要件達成となる。ただし、すべての従業員に対して支払う賃金において、賃金増加率計算表に含まれない各種手当て等の引き下げがされていないか賃金台帳等で確認のうえで最終的に判断する。

※「Ａ　賃上げ前賃金等単価（支給済）」欄には、交付申請時点での直近１か月分の賃金台帳をもとに、賃金等単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※「Ｂ　賃上げ後賃金等単価（予定）」欄には、引上げ後の賃金等予定単価（時給・日給・月給）を記入すること。

※時給・日給雇用者については、賃上げ後の労働時間数及び労働日数は交付申請時点での直近１か月分の実績で計算すること。

※交付申請時に提出する賃金増加率計算表には記載があるが、その後休職、退職等で賃上げ後の賃金台帳に記載がない者、賃上げ前の賃金台帳には記載がないがその後雇用された者については、増加率算出の対象から除外し、賃金増加率計算表対象外従業員一覧に記入すること。

※賃上げ前後の賃金台帳において、賃金形態が変更となっている従業員（時給→日給など）は、同条件での比較が困難であることから、増加率算出の対象から除外し、賃金増加率計算表対象外従業員一覧に記入すること。

※実績報告時に賃金増加率計算表を作成する場合、この表中の「賃上げ後賃金等単価（予定）」を「賃上げ後賃金等単価（支給済）」に、「賃上げ後月額賃金（予定）」を「賃上げ後月額賃金（支給済）」にそれぞれ読み替え、直近1か月の賃金をそれぞれ記入するものとする。

別紙３

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金　所要額調書

 （単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金 |
| Ａ | 総事業費 | 円 |
| Ｂ | 収入額 | 円 |
| Ｃ | 差引額（Ａ－Ｂ） | 円 |
| Ｄ | 補助対象経費支出予定額 | 円 |
| Ｅ | 対象経費支出予定額（Ｄ）に補助率（１/２）を乗じた額 | 円 |
| Ｆ | 補助金申請コース区分における上限額【※１】 | 円 |
| Ｇ | 選定額（ＥとＦを比較して少ない方の額） | 円 |
| Ｈ | 補助金基本支給額（ＣとＧを比較して少ない方の額） | 円 |
| Ｉ | 補助金申請コース区分における補助金申請額（Ｈの千円未満切捨）【※２】 | 円 |

【※１】別表第２－１、２－２に定める申請コース区分の補助上限額

【※２】申請額は税抜で記載すること

経費区分（Ｄ：補助対象経費支出予定額）　 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 備考 |
| 使用料及び賃借料 | 円 |  |
| 外注工賃 | 円 |  |
| 修繕費 | 円 |  |
| 印刷製本費 | 円 |  |
| 原材料費 | 円 |  |
| 発送費 | 円 |  |
| 謝金 | 円 |  |
| 旅費 | 円 |  |
| 機械装置等購入費 | 円 |  |
| 委託費 | 円 |  |
| 人材育成・教育訓練費 | 円 |  |
| 雑役務費 | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

第２号様式（第５条関係）

誓 約 ・ 同 意 書

　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約・同意します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

あわせて、令和６年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金交付要綱第３条に定める内容についても同意します。

記

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員が役員となっている事業者

（４）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（５）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

（６）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

（７）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

３　補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条に関すること

（１）政治活動及び宗教活動を目的とする団体には該当しません。

（２）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第１５条に規定する改善命令、又は第１６条に規定する認定の取消し、第３６条に規定する改善命令、又は第３７条に規定する許可の取消しを受けた者を受けた者ではありません。

（３）補助金の交付申請日の前日から起算して３月前の日から現在までの間、以下のいずれにも該当しません。また、現在から交付請求手続を行う日の前日から６月を経過する日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実に該当した場合は、速やかに中央会会長へ報告し、指示に従います。

ア　当該事業所の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合

イ　当該事業所の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

ウ　所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合

エ　補助対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成等を受けている場合

（４）補助金の交付申請日の前日から起算して１年前から現在までの間、労働関係法令に違反（司法処分等）していません。また、現在から支払請求手続を行う日の前日から６月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、当該法令に違反した場合は、速やかに中央会会長へ報告し、指示に従います。

（５）補助金の交付申請日から起算して過去３年以内に大分県補助金等交付規則第１５条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けていません。また、事業実績報告の日から起算して過去３年以内に当該取消しその他これに準ずる処分を受けた場合は、速やかに中央会会長へ報告し、指示に従います。

（６）各種労働保険、社会保険等に適切に加入しています。

（７）補助金の交付申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの年又は保険年度において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）に定める徴収金のいずれかを継続して滞納していません。

（８）補助金の交付申請手続時点で倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること）していません。また、交付請求手続までに倒産した場合は速やかに中央会会長へ報告し、指示に従います。

４　要綱第５条第３項ただし書きの規定により交付申請書を提出した場合は、同要綱第１２条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを支給申請額から減額して申請します。要綱第１３条の規定により当該補助金の額の確定通知を受けた後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（支給申請時に減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金にかかる消費税等仕入控除税額確定報告書（第１０号様式）により速やかに中央会会長に報告し、当該金額を返還します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

大分県中小企業団体中央会会長　殿

〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

住　　 　所

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者氏名

代表者生年月日（明治・大正・昭和・平成）　　年　　月　　日　（ 男・女）

※県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第３号様式（第７条関係）

６分中発第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　殿

大分県中小企業団体中央会会長

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金　交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで交付申請のあった令和６年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金（以下「中央会補助金」という。）については、下記のとおり交付することに決定したので、中央会補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

記

１　中央会補助金対象経費　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　中央会補助金の交付決定額　　　金　　　　　　　　　　円

３　補助条件

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（大分県中小企業団体中央会会長（以下「中央会会長」という。）が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、事業計画変更承認申請書（第４号様式）を中央会会長に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第６号様式）を中央会会長に提出し、その承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに中央会会長に報告し、その指示を受けること。

（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

（５）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、中央会長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間に定められている処分制限期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（６）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（７）財産のうち、一件当たりの取得価格が５０万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ中央会会長の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（８）中央会会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（９）第５条第３項ただし書きの規定により中央会補助金の交付申請をした場合は、第１２条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

（10）第５条第３項ただし書きの規定により中央会補助金の交付申請をした場合は、第１３条の規定による額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を当該補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第１０号様式）により速やかに県

中央会会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。なお、第７条第１項の決定を受けた事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（11）その他、規則及び中央会補助金交付要綱の定めに従うこと。

（12）規則第５条第１項第１号の規定による中央会会長の定める軽微な変更の範囲は、中央会補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

イ　補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

ロ　補助対象経費の２０パーセント以内の増減

第４号様式（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

大分県中小企業団体中央会会長　殿

住　　　　所

事業所名

代表者職氏名

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金

事業計画変更承認申請書

令和　　年　　月　　日６分中発第　　　　号をもって交付の決定を受けた標記補助金について、事業実施計画の変更の承認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

１　変更を受けようとする理由

２　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金所要額変更調書（別紙１）

３　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金実施計画書

　※変更後の内容で作成

４　その他参考となる関係資料

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

別紙１

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金　所要額変更調書

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金 |
| Ａ | 総事業費 | 円 |
| Ｂ | 収入額 | 円 |
| Ｃ | 差引額（Ａ－Ｂ） | 円 |
| Ｄ | 補助対象経費支出予定額 | 円 |
| Ｅ | 対象経費支出予定額（Ｄ）に補助率（１/２）を乗じた額 | 円 |
| Ｆ | 補助金申請コース区分における上限額【※１】 | 円 |
| Ｇ | 選定額（ＥとＦを比較して少ない方の額） | 円 |
| Ｈ | 補助金基本支給額（ＣとＧを比較して少ない方の額） | 円 |
| Ｉ | 補助金申請コース区分における補助金申請額（Ｈの千円未満切捨）【※２】 | 円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｊ | 既交付決定額 | 円 |
| Ｋ | 今回追加（減少）額（Ｉ－Ｊ） | 円 |

【※１】別表第２－１、２－２に定める申請コース区分の補助上限額

【※２】申請額は税抜で記載すること

経費区分 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 備考 |
| 使用料及び賃借料 | 円 |  |
| 外注工賃 | 円 |  |
| 修繕費 | 円 |  |
| 印刷製本費 | 円 |  |
| 原材料費 | 円 |  |
| 発送費 | 円 |  |
| 謝金 | 円 |  |
| 旅費 | 円 |  |
| 機械装置等購入費 | 円 |  |
| 委託費 | 円 |  |
| 人材育成・教育訓練費 | 円 |  |
| 雑役務費 | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

第５号様式（第７条関係）

６分中発第　　　　号

令和　年　　月　　日

殿

大分県中小企業団体中央会会長

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金

事業計画変更承認通知書

令和　　年　　月　　日６分中発第　　　　号で交付決定した令和６年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金については、令和　　年　　月　　日付けの申請に基づき、計画の変更を承認することと決定したので通知します。

第６号様式（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

大分県中小企業団体中央会会長　殿

住　　　　所

事業所名

代表者職氏名

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金

事業中止（廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け６分中発第　　　　号で交付決定通知のあった令和６年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので申請します。

記

１ 中止（廃止）の理由

２ 中止の期間（又は廃止の期日）

第７号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６分中発第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

大分県中小企業団体中央会会長

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金

事業中止（廃止）承認通知書

令和　　年　　月　　日６分中発第　　　　号で交付決定した令和６年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金については、令和　　年　　月　　日付けの申請に基づき、事業の中止（廃止）を承認することと決定したので通知します。

第８号様式（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

大分県中小企業団体中央会会長　殿

住　　　　所

事業所名

代表者職氏名

　令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金　実績報告書

令和　　年　　月　　日６分中発第　　　　号で交付決定通知のあった令和６年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金（以下「中央会補助金」という。）について、下記のとおり報告します。

記

補助金所用金額 金　　　　　　　　　　円

申請コース区分 （　通常コース　・　賃上げコース　）

賃金引上げ労働者数 　　　　　　　　　　　人　　（賃上げコースの場合）

賃金引上げ年月日 令和　　年　　　月　　　日　（賃上げコースの場合）

事業完了日 令和　　年　　　月　　　日

事業実施結果概要

添付資料

（１）補助事業実施結果報告書（別紙１）

（２）（賃上げコースで申請した場合）賃金引き上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて賃金増加率計算表対象外従業員一覧（別紙２）、就業規則等の関連書類の写し）

（３）補助金精算書（別紙３）

（４）導入した設備、実施したコミュニケーション支援等の内容を証する書類（納品書・工事完了報告書及び導入前後の写真等）

（５）経費の支出を証する書類（請求書・振込依頼書（振込受付書）・費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し、必要に応じて領収書の写し等）

（６）その他中央会会長が必要と認める資料

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担　　当 | 部 署 名 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

別紙１

補助事業実施結果報告書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １申請企業の規模等 | ①資本金又は出資の総額 | 円 | ②企業全体で常時使用する労働者の数 | 　　　　　 人  |
| ③本店所在地 |  |
| ２ 就労・居住環境整備支援等を行った事業所 | ①事業所の名称 |  |
| ②労働保険番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | － |  |  |  |
| ③所　在　地 | 〒 |
| ④電話番号 |  |
| ⑤事業内容 |  |
|  | 産業分類 | 大分類 |  | 中分類 |  |
| ⑥常時使用する労働者の数 | 人 |
|  | うち外国人数 | 在留資格 |  | 国籍 |  | 人数 | 人 |
| 在留資格 |  | 国籍 |  | 人数 | 人 |
| 在留資格 |  | 国籍 |  | 人数 | 人 |
| 在留資格 |  | 国籍 |  | 人数 | 人 |
| 在留資格 |  | 国籍 |  | 人数 | 人 |
| ３ 補助事業の実施結果 |
| （1）取り組み内容 ［　就労・居住環境整備支援　・　コミュニケーション等支援　］※取り組み内容が　就労・居住環境整備支援　の場合、整備を行う建物は［　自己所有　・　賃借　］である。（賃借の場合は承諾書の写しが必要） |
| （2）申請コース［　通常コース　・　賃上げコース　］※いずれかに○をすること。 |
| ア 事業所賃金の引き上げ結果 | ※賃上げコースで申請する場合は必須。詳細は賃金増加率計算表に記載すること。 |
| イ 常時使用する労働者の賃金状況 | 別添写しのとおり。 |
| （3）事業実施計画の実績結果（納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること。） |
| 事業内容及び取り組みの必要性、効果について | 実施時期 | 費用額 |
| ※計画を実施したことによる効果を具体的に記入してください。（１）実施した就労・居住環境整備、コミュニケーション等支援の具体的な内容（２）計画の実施による外国人労働者等へ及ぼした影響・効果　　　（事業実施前と比較して、どの程度の効果があったか具体的に記入すること。） |  |  |
| 費　用　額　合　計 | 円 |
| （4）外国人労働者定着のための取り組み結果 |
| 「（３）事業実施計画」に記載した内容以外で、外国人労働者等定着に向けた具体的な取り組み及び取り組みの効果について | 実施時期 |
|  |  |
| ４ 申請前３月間から事業実績報告までの間の解雇等の状況【※２】（交付要綱第３条第３項第４号のア～ウ関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有　・　無 |
| 「有」の場合、解雇の理由 |  |
| ５ 他の助成金等の受給、申請の有無（交付要綱第３条第３項第４号のエ関係） | 有　・　無 |
|  | 「有」の場合、助成金等の名称 |  |
| ６ 労働関係法令違反の有無（交付要綱第３条第３項第４号関係） | 有　・　無 |
| ７ 補助金等の決定取消し等の有無(過去３年)（交付要綱第３条第３項第６号関係） | 有　・　無 |
| ８ 徴収金の滞納の有無（交付要綱第３条第３項第７号関係） | 有　・　無 |
| ９ 倒産の有無（交付要綱第３条第３項第８号関係）　　　　　　　　　　　　 | 有　・　無 |
| 10 その他 |
|  |

【※１】監理団体は１－②、１－③、２－①、２－③、２－④、２－⑥、３（３）、３（４）、４～１０について記入すること

【※２】解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、下記①～③のことをいう。

①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において労働者がこれに応じた場合

②当該事業所の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業所の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

別紙２

　　【賃上げコース利用者用】

賃金増加率計算表対象外従業員一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 労働者氏名 | 生年月日 | 採用年月日 | 対象外理由 | 理由書の要・不要 |
| 1 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 2 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 4 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 6 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 7 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 8 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 9 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 10 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

別紙３

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金　精算書

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金 |
| Ａ | 総事業費 | 円 |
| Ｂ | 収入額 | 円 |
| Ｃ | 差引額（Ａ－Ｂ） | 円 |
| Ｄ | 補助対象経費支出済額 | 円 |
| Ｅ | 対象経費支出済額（Ｄ）に補助率（１/２）を乗じた額 | 円 |
| Ｆ | 補助金申請コース区分における上限額【※１】 | 円 |
| Ｇ | 選定額（ＥとＦを比較して少ない方の額） | 円 |
| Ｈ | 補助金基本支給額（ＣとＧを比較して少ない方の額） | 円 |
| Ｉ | 補助金申請コース区分における補助金所要額（Ｈの千円未満切捨） | 円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｊ | 中央会補助金交付決定済額 | 円 |

【※１】別表第２－１、２－２に定める申請コース区分の上限額

【※２】申請額は税抜で記載すること

経費区分 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 備考 |
| 使用料及び賃借料 | 円 |  |
| 外注工賃 | 円 |  |
| 修繕費 | 円 |  |
| 印刷製本費 | 円 |  |
| 原材料費 | 円 |  |
| 発送費 | 円 |  |
| 謝金 | 円 |  |
| 旅費 | 円 |  |
| 機械装置等購入費 | 円 |  |
| 委託費 | 円 |  |
| 人材育成・教育訓練費 | 円 |  |
| 雑役務費 | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

第９号様式（第１３条関係）

６分中発第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

大分県中小企業団体中央会会長

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金の額の確定通知書

令和　　年　　月　　日６分中発第　　　　号をもって交付決定した令和６年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金（以下「中央会補助金」という。）については、令和　　年　　月　　日付け事業実績報告書に基づき、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

中央会補助金の交付確定額　　　金　　　　　　　　円

第１０号様式（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

大分県中小企業団体中央会会長　殿

住　　　　所

事業所名

代表者職氏名

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金にかかる消費税等仕入控除税額確定報告書

　令和　　年　　月　　日６分中発第　　　　号をもって交付決定を受けた令和６年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金（以下「中央会補助金」という。）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

１　中央会補助金交付要綱第１３条の規定による確定額

金　　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要中央会補助金返還相当額）

金　　　　　　　　　円

３　添付資料

　　記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

第１１号様式（第１１条関係）

６分中発第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　殿

　　　　　　　　大分県中小企業団体中央会会長

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金

交付決定取消及び返還命令通知書

令和　　年　　月　　日６分中発第　　号で交付決定した大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金（以下「中央会補助金」という。）について、令和６年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金交付要綱第１０条の規定により、交付決定の全部を取消したので通知する。

なお、既に支給した下記２の金額については、同要綱第１１条の規定により下記３の期限までに返還することを命ずる。

記

１　返還の理由

２　返還額

金　　　　　　　　円

３　返還の期限

令和　　年　　月　　日

４　返還の方法

　　別途交付する納入告知書に従い、上記２の金額を納付すること。

第１２号様式（第１４条関係）

令和　　年　　月　　日

大分県中小企業団体中央会会長　殿

住所

事業所名

代表者職氏名

令和６年度　大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金　交付請求書

　　令和　　年　　月　　日６分中発第　　　　号付け令和６年度大分県外国人労働者等就業環境等整備促進補助金（以下「中央会補助金」という。）の額の確定通知書により確定した中央会補助金額　　　　　　　円の通知を受けた件について、下記の振込先へ振り込むよう請求します。

記

中央会補助金の振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 口座の種類（該当するものを○で囲んでください。） | 普通　・　当座 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |